

第46期 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

東京都港区芝浦三丁目1番21号

msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階
TKPガーデンシティPREMIUM田町

● 目次	株主の皆さまへ	3
	第46期定時株主総会招集ご通知	5
	株主総会参考書類	9
	第1号議案 剰余金の処分の件	9
	第2号議案 定款一部変更の件	10
	第3号議案 取締役2名選任の件	13
	第4号議案 取締役賞与支給の件	15
	(添付書類)	
	事業報告	16
	計算書類	32
	監査報告書	34
	当社の歩み Our history	37

株主総会ご出席の株主さまへのお土産はございません。
何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

株式会社フォーカスシステムズ

証券コード：4662

社会と暮らしを支えるフォーカスシステムズ



売上高・全ての利益が過去最高を記録

株主の皆さまにおかれましては、日頃より当社の事業に格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

当期は、新型コロナウイルス感染症の長期化・ウクライナ情勢変動・インフレ圧力等、次々に世界規模での景気変動が生じました。先行き不透明な状況が続いてはいるものの、当社においては公共・民間含め多彩な事業から成るポートフォリオ、そして総勢1,260余名の従業員の尽力により、業績を安定的に伸ばすことができました。

当社、第46期（2021年4月1日～2022年3月31日）事業報告をお届けするにあたり、この場を借りて一言ご挨拶申し上げます。

IT業界は時間と場所に捉われない働き方と相性の良い仕事です。

システムエンジニアリングサービスで会社を発展させてきた当社ではありますが、培ったノウハウを糧に一次請け案件を積極的に増やしております。

現状、客先常駐の従業員が多い当社ではありますが、新型コロナウイルス感染拡大を契機に、客先で働く従業員を含めて「働きやすさ」を追求し、時間と場所の既成概念を超えて、チームマネジメントが巧く機能するよう体制を整えました。

今後も社員一人ひとりが「仕事への情熱」「信頼関係」「お客さまや社会への貢献」を胸に、優れた技術や知識だけを重要視せず、心の通い合う仕事をする企業であり続けたいと考えています。

フォーカスシステムズは、時代・経営環境・お客さまのニーズの変化に柔軟に対応し「心」という価値観を大切に、引続き組織全体のパフォーマンスを高めてまいります。



2022年6月
代表取締役社長

森 啓一

経営理念

社員すべてが心と力を合わせ、企業の発展と成長を通じて、未来のより良い環境作りに貢献する

経営ビジョン

私たちは、これらの3つの責任を果たしていきます。

個人責任 人間性と技術力を磨き、最高のサービスをお客さまに提供します。

企業責任 社員相互が信頼し合い、安心かつ働きがいのある会社を作ります。

社会責任 お客さま、投資家、株主から信頼され、社会から必要とされる会社を作ります。

コーポレートスローガン

テクノロジーに、ハートを込めて。

人と人とを技術でつなぐ私たちフォーカスシステムズの仕事に、社員ひとりひとりが、情熱と誠意を持って臨む姿勢をこのメッセージに込めました。

コーポレートロゴ



フォーカスシステムズのロゴマークは、「未来」「誕生」を想起させるタマゴをモチーフとした楕円形のパーツと、「企業理念」「生命のぬくもり」を表した核となる円のパーツで構成されています。円のパーツから右上方へと広がるその形は「理念とハートを大切に、未来に渡って新しいものを生み出し続ける当社の姿勢」を表現しています。

証券コード 4662
2022年6月14日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目7番8号



株式会社フォーカスシステムズ

代表取締役社長 森 啓 一

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況が続いておりますので、ご来場を検討なさっている株主の皆さまにおかれましては、ご自身の健康状態に十分ご留意いただき、慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご高覧のうえ、3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年6月28日午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております）
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階
TKPガーデンシティPREMIUM田町
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

3. 会議の目的事項

報告事項 第46期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役2名選任の件
第4号議案 取締役賞与支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご呈示くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社定款第15条の規定に基づき、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状）をご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の体制及び方針」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.focus-s.com/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類及び事業報告並びに計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.focus-s.com/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の方法がございます。



株主総会に出席する方法

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。また、本招集ご
通知をご持参ください。

株主総会開催日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



郵送（書面）により 議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案の賛
否をご表示のうえ、切手を貼らずに
ご投函ください。

議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネット等により 議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛
否をご入力ください。

議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇株式会社 御中

XXXX年XX月XX日

XX 席

お願い

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇株式会社

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1、2、4号議案

- ▶ 賛成する場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対する場合：「否」の欄に○印

第3号議案

- ▶ 全員に賛成する場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員に反対する場合：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者を「賛」の欄に○印をし、反
対する場合：対する候補者の番号をご記
入ください。

インターネット等と書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいた
します。また、インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱い
いたします。

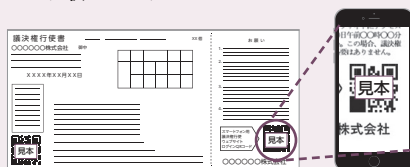
インターネット等による議決権行使のご案内



QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

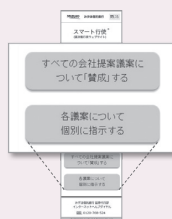
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

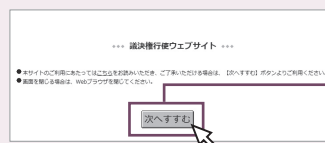


議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使ウェブサイト

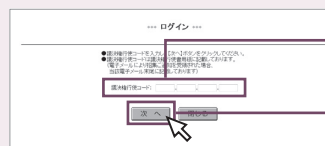
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネット
ヘルプダイヤル

0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定的な配当継続の方針に基づき、当期の業績に応じた利益還元を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金22円（普通配当20円、記念配当 2 円）

（ご参考）中間配当を含めた年間配当金は、1 株につき金27円となります。

総額331,726,560円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年 6 月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業の多様化に対応するため現行定款第2条を変更するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。
また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 取締役会の運営について、経営の健全性確保及び意思決定の客観性・透明性向上を図るため、現行定款第22条を変更し、取締役会の招集権者及びその議長を取締役社長から、社外取締役を含む全ての取締役に変更するものであります。
- (4) 役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、現行定款第27条を現状に即して変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(6) (条文省略) <u>(7) 建物に関連する水処理装置、警報装置、通信制御装置および計測装置の販売</u> <u>(8) 映画、テレビ番組等映像の企画、制作、仕入、販売および輸出入業務</u> <u>(9) 労働者派遣事業</u> (新設) (新設) <u>(10) 株式その他有価証券の取得、投資、売買</u> <u>(11) その他前各号に付帯関連する一切の業務</u> <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。 (新設)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(6) (現行どおり) (削除) <u>(7) 映画、テレビ番組等映像の企画、制作、仕入、販売および輸出入業務</u> <u>(8) 労働者派遣事業</u> <u>(9) 有料職業紹介事業</u> <u>(10) 農産物の生産販売</u> <u>(11) 株式その他有価証券の取得、投資、売買</u> <u>(12) その他前各号に付帯関連する一切の業務</u> (削除) <u>(電子提供措置等)</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(附則)
	1 現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更案第13条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
	2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条はなお効力を有する。
	3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
(報酬等)	(報酬等)
第27条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役8名のうち、森啓一、瀬尾勘太の2氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	もり けい い ち 森 啓 一 (1963年9月3日生) 再任 取締役在任年数 (本総会終結時) 16年 所有する当社株式数 256,200株	1989年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 1995年8月 吉田税務会計事務所入所 1998年9月 当社入社 2002年4月 当社経理部長 2005年4月 当社経営管理部長 2006年4月 当社管理本部長兼経営企画室長 2006年6月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長 2009年6月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画室長 2011年4月 当社代表取締役社長（現任）
【取締役候補者の選任理由】 森啓一氏は、長年にわたる経理部門及び経営管理部門における業務経験並びに当社代表取締役社長としての経営経験を豊富に有しており、社長就任以降、当社業績の飛躍的な向上に寄与するなど当社の成長プロセスにおいて重要な役割を担ってまいりました。今後も引続き同氏の経験・能力を経営に活かすことが適切であると考え、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	せ お さだ たか 瀬 尾 勘 太 (1973年2月19日生) 再任 社外 独立 取締役在任年数 (本総会終結時) 4年 所有する当社株式数 0株	1996年4月 瀬尾師也税理士事務所入所 2001年2月 株式会社ビジネス・アソシエイツ入社 2003年9月 瀬尾師也税理士事務所入所 2013年6月 瀬尾勘太税理士事務所所長 2018年6月 当社社外取締役(現任)

【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】

瀬尾勘太氏は、税理士として培われた会計・税務・財務に関する高度な専門的知識及び経験を有しており、当社の報酬諮問委員会委員長として、客観的かつ中立的な立場で取締役報酬にかかる重要事項の決定過程における監督機能を担ってまいりました。今後も取締役会の機能強化をはじめとするコーポレートガバナンスの向上を図るうえで、当社の経営に対し客観的かつ的確な提言を頂けると判断したことから、社外取締役候補者といたしております。

【独立性に関する事項】

同氏は、当社と利害関係のない独立した立場であり、また一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場の社外取締役候補者であります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引続き独立役員とする予定であります。

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料を全額負担しております。各取締役候補者の選任が承認された場合、当社が締結している役員等賠償責任保険の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要等は本招集通知27頁記載のとおりであり、次回更新時には同内容で契約を更新する予定であります。
- 3.瀬尾勘太氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の選任理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

第4号議案

取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（社外取締役を除く）に対し、総額30百万円を支給することといたしたく存じます。

当社における取締役賞与は業績連動報酬としており、上記報酬総額は当社における「報酬の額又はその算定方法の決定方針」に基づき、業績指標の達成度合いに応じて算出されているため相当であります。

なお、各取締役に対する支給金額、支給時期、支払等については、取締役会にご一任いただきます。

（注）当社における「報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針」は本招集通知27頁記載のとおりです。

以 上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況ですが、一部に弱さを含みつつも持直しの動きが見られます。

また、世界経済につきましても持直しの動きが見られますが、引続き新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に加え、ウクライナ情勢・原油高・インフレ等の影響による先行き不透明感がある中、景気の下振れリスクに十分留意する必要があります。

情報サービス業界におきましては、産業を問わずデジタル化・リモート化を前提にクラウド化・仮想化へと徐々にシフトしていく中、IT活用及び情報セキュリティ対策の需要はこれまで以上に高まっております。また、ロボティクス技術による自動化及び開発プロセスのローコード化・ノーコード化をはじめ、IoT・ビッグデータ・AI・メタバース等デジタル技術の活用が一層加速していくことが想定される一方で、各種先端技術の担い手不足は引続き顕著な問題となっております。

このような状況の中、当社は、社員・顧客・協力会社・株主等あらゆるステークホルダー及び地域社会・環境等に対して生み出した付加価値を分配し、事業を通じて社会に貢献し続ける会社を目指しております。今期においては、産学連携の共同研究及び「Beyond The Book」「指向性受信機」といった自社製品の開発と販売等、事業領域を新たに広げる取組みを実現しました。また、既存事業においては取扱製品の拡充や従業員の増強等を推し進め、全ての事業セグメントで成長基調を維持しました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高26,278百万円（前事業年度比11.9%増）、営業利益1,640百万円（前事業年度比13.1%増）、経常利益1,600百万円（前事業年度比9.0%増）、当期純利益1,066百万円（前事業年度比4.0%増）となり、売上高・各利益共に過去最高を更新しました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

（公共関連事業）

主な最終ユーザーが官公庁及び地方自治体となるマイナンバー関連システム、財務システム、貿易システム、航空管制システム、自動車関連システム、健康保険及び年金に関するシステム等社会インフラのシステム実現に向けた提案、設計、製造、試験からシステム稼働後の運用、保守に至るまで総合的な技術支援を行っております。

当セグメントにおきましては、積極的に新規案件を積上げたことが奏功し、前年業績に貢献した大規模案件の反動減を吸収しました。

その結果、売上高は7,669百万円（前年同期比0.8%増）、セグメント利益（営業利益）は1,374百万円（前年同期比3.8%増）となりました。

（エンタープライズ事業）

主に法人企業の基幹業務システム・Webアプリケーション・クラウドアプリケーションの開発、ネットワークインフラ設計・構築、RPAソリューション、付随する運用・保守、ICTに係るコンサルティングを行っております。

当セグメントにおきましては、ネットワークインフラ案件と基幹業務システムを成長ドライバーに、RPAと新たなセキュリティソリューションも奏功しました。

その結果、売上高は6,587百万円（前年同期比18.5%増）、セグメント利益（営業利益）は803百万円（前年同期比18.3%増）となりました。

（広域ソリューション事業）

東京・名古屋・大阪地域における、通信制御・組込み・法人企業及び行政機関向けの各システム開発、AIソリューション、付随する運用・保守、ICTに係るコンサルティングを行っております。

当セグメントにおきましては、入札案件の獲得等、新規既存問わず旺盛なシステム投資需要の着実な取込みにより、組込み系の鈍化を補いました。

その結果、売上高は4,970百万円（前年同期比10.5%増）、セグメント利益（営業利益）は622百万円（前年同期比10.8%増）となりました。

（イノベーション事業）

法人企業向けのインフラ設計・構築、メインフレーム構築、システム開発、付随する運用・保守、IoT及び情報セキュリティ分野における自社製品の製造・ソリューション提供を行っております。

当セグメントにおきましては、インフラ設計・構築の堅調な伸びに加え、新たに獲得した大規模案件を取込みました。

その結果、売上高は7,050百万円（前年同期比21.2%増）、セグメント利益（営業利益）は702百万円（前年同期比26.6%増）となりました。

受注売上の状況は以下のとおりです。

① 受注実績

セグメントの名称	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	受注高(千円)	受注残高(千円)	受注高(千円)	受注残高(千円)
公共関連事業	7,502,452	1,568,040	7,714,477	1,612,702
エンタープライズ事業	5,594,969	992,237	6,618,339	1,023,083
広域ソリューション事業	4,556,188	905,199	4,974,226	908,470
イノベーション事業	5,456,172	861,645	7,528,375	1,339,772
合計	23,109,784	4,327,122	26,835,419	4,884,028

② 売上実績

セグメントの名称	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
公共関連事業	7,609,157	32.4	7,669,816	29.2
エンタープライズ事業	5,560,928	23.7	6,587,493	25.1
広域ソリューション事業	4,500,612	19.2	4,970,955	18.9
イノベーション事業	5,814,872	24.7	7,050,249	26.8
合計	23,485,572	100.0	26,278,513	100.0

(2) 対処すべき課題

ウィズコロナの新しい生活様式・働き方に適応する社会とＩＴとの関わり方は多様化が一層進むことが予想されます。また、最終ユーザーの業界に影響を及ぼし得るインフレ圧力の高まりによる影響にも警戒が必要です。当社は、より広く、より長期的な視野で、事業継続力及びコーポレートガバナンス体制を強化し、信頼性を高め、持続的な成長を実現してまいります。

また、ＩＴ人材の高需要に伴い、高スキル人材の獲得競争も激化し、人件費は高まる傾向にあります。従業員がかけがえのない経営資源である当社としましては、一層の採用強化及び従業員定着率向上に繋がる取組みに注力することで対応いたします。

当社は、高い付加価値を維持継続するための教育・研修投資と働き方改革等を進めると共に、当社の魅力を広く社会に伝え、企業価値の向上に努めてまいります。

また、各セグメントにおける主な課題は、以下のとおりであります。

公共関連事業においては、比較的景気変動に強い事業セグメントではありますが、国全体の景気後退に伴い間接的に影響を受ける場合があります。また、予算縮減及びオフショアによる受注単価抑制の継続が予想される中、事業の成長を担う中核人材の高齢化も徐々に進んでおります。一方で、政府のＤＸ進展に伴い見込まれる案件増加を吸収できる、さらに高い組織的な対応力が課題となります。なかでも、ＤＸ案件を実行することのできる人材の確保及び社内育成並びにノウハウ等の共有が最重要課題と認識しております。公共案件に長く携わる中で得てきた知見やノウハウを社内でも共有し、先端技術を持つ人材の拡充に注力してまいります。

エンタープライズ事業においては、主となる最終ユーザーの多くが法人企業であり、為替変動・インフレ進行等に起因し景気の循環が鈍化する等顧客の業況が悪化した場合、案件の縮小・延期・中止等により、事業計画を余儀なく変更する可能性があります。同セグメントの顧客ポートフォリオには常に新規顧客を一定割合組入れられていることから、新たに獲得した案件においてもトラブルを未然に防ぐプロジェクトマネジメントの強化が重要な要素となります。今後、一層のストックビジネス比率向上等により、市況変動に強い安定した収益源の確保に注力してまいります。

広域ソリューション事業においては、為替変動・インフレ進行等に起因し顧客の業況が悪化した場合、案件の縮小・延期・中止等により事業計画を余儀なく変更する可能性があります。足元で直接的な影響は生じておりませんが、為替変動の影響を受けにくい、市況変動に強いビジネスモデルの確立を図ってまいります。また、請負案件・一次請け案件を増やし利益率向上に繋げるため、プロジェクトマネジメントを実行できる人材の育成・確保にも継続的に注力してまいります。

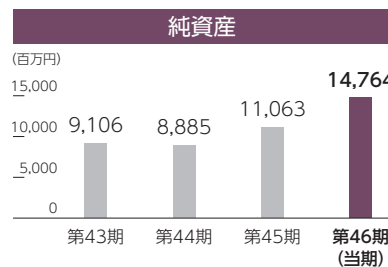
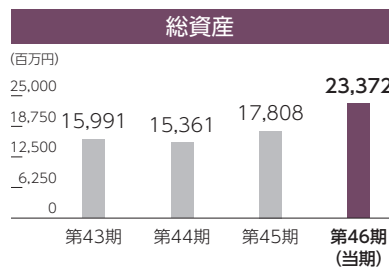
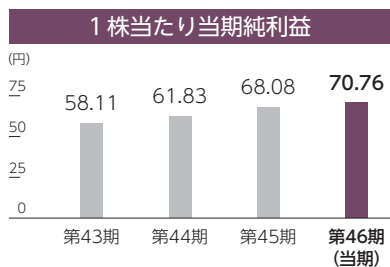
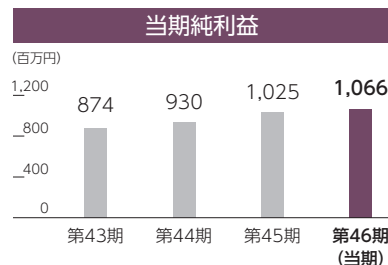
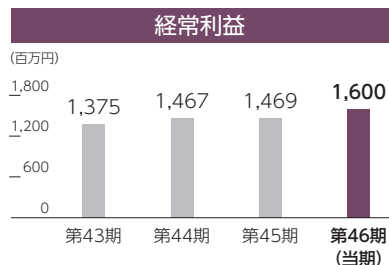
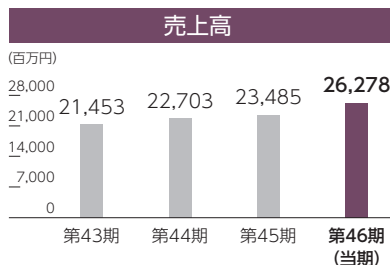
イノベーション事業においては、特定顧客との強固なパイプが当セグメントにおける安定的な収益基盤となる一方で、その依存度が他セグメントと比較して相対的に高くなっております。顧客の事業成功に伴走する形で確かな信頼を得ることにより、特定顧客の事業方針変更や業績不振等に影響されない強固な事業基盤の構築に努めてまいります。他方で、暗号、電子透かし、ビーコンや指向性受信機等、自社製品の拡販によるストックビジネス比率の向上及び自社ブランド強化にも注力してまいります。

これらの取組みによって、当社の企業価値向上を図ることで顧客基盤を拡大し、将来に亘り安全・安心な社会作りに貢献してまいります。

- (3) 資金調達の状況
該当事項はありません。
- (4) 設備投資の状況
該当事項はありません。
- (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (6) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

(10) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第43期 (2019年3月期)	第44期 (2020年3月期)	第45期 (2021年3月期)	第46期 (当期) (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	21,453,829	22,703,906	23,485,572	26,278,513
経 常 利 益 (千円)	1,375,563	1,467,598	1,469,416	1,600,986
当 期 純 利 益 (千円)	874,282	930,316	1,025,054	1,066,537
1 株当たり当期純利益 (円)	58.11	61.83	68.08	70.76
総 資 産 (千円)	15,991,992	15,361,878	17,808,388	23,372,735
純 資 産 (千円)	9,106,539	8,885,900	11,063,631	14,764,312



- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を第43期の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。
3. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(12) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

① 通信・公共分野でのシステムインテグレーション事業

② システムの根幹を支えるITサービス事業

③ 情報化社会の健全化を担う情報セキュリティ事業

(13) 主要な拠点等（2022年3月31日現在）

本 社・・・・・・・・・・東京都品川区

大阪支社・・・・・・・・・・大阪府大阪市中央区

名古屋オフィス・・・・・・・・愛知県名古屋市中区

(14) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

セグメントの名称	従業員数（名）
公共関連事業	379
エンタープライズ事業	279
広域ソリューション事業	288
イノベーション事業	237
全社（共通）	82
合計	1,265

(注) 1.従業員数は就業人員を記載しております。

2.全社（共通）は、総務、人事及び経理等の管理部門の従業員であります。

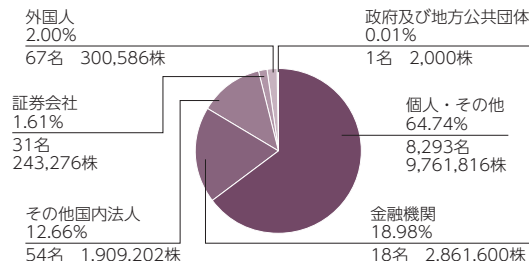
(15) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
	千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	740,016
株 式 会 社 横 浜 銀 行	299,670
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	293,300
株 式 会 社 り そ な 銀 行	289,918
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	225,000
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	86,000
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	3,100

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,292,942株
(自己株式1,214,462株を含む)
- (3) 株主総数 8,465名
- (4) 単元株式数 100株
- (5) 大株主

株式分布状況（自己株式を除く）



株主名	持株数 株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,145,400	7.59
株式会社 F R O N T E O	900,000	5.96
フォーカスシステムズ社員持株会	610,400	4.04
第一生命保険株式会社	500,000	3.31
畑山 芳文	472,200	3.13
株式会社三井住友銀行	340,000	2.25
森 啓一	256,200	1.69
三浦 宏介	222,100	1.47
みずほ信託銀行株式会社	220,000	1.45
東 光博	200,000	1.32
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	200,000	1.32

(注) 当社は自己株式1,214,462株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
また、持株比率は自己株式を除外して計算しております。

- (6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2021年8月26日付で、取締役5名（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式14,300株の自己株式を交付しております。

- (7) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 啓 一		
代表取締役副社長	三 浦 宏 介		
専 務 取 締 役	室 井 誠	公 共 金 融 事 業 本 部 及 び デジタルビジネス事業本部担当	
常 務 取 締 役	後 藤 亮	管 理 本 部 担 当	
取 締 役	鈴 木 隆 博	ＩＴイノベーション事業本部及び ＩＴソリューション事業本部担当	
取 締 役	山 口 寿 彦		
取 締 役	瀬 尾 勘 太		
取 締 役	荒 谷 真由美		
常 勤 監 査 役	七 井 孝 司		
常 勤 監 査 役	吉 野 充		
監 査 役	中 村 清 司		
監 査 役	杉 山 昌 宏		

- (注) 1.2021年6月29日開催の第45期定時株主総会において、荒谷真由美氏が取締役新たに選任され、就任しております。
2.取締役山口寿彦氏、瀬尾勘太氏及び荒谷真由美氏は、社外取締役であります。
3.監査役中村清司氏及び杉山昌宏氏は、社外監査役であります。
4.取締役山口寿彦氏、瀬尾勘太氏、荒谷真由美氏及び監査役中村清司氏、杉山昌宏氏につきましては、東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出ております。
5.監査役七井孝司氏は、管理本部長として財務・会計・法務等を所管する部門のトップとしての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、被保険者を当社取締役及び当社監査役とする役員等賠償責任保険契約を締結し、当社が保険料を全額負担しております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりであります。

① 補償地域及び保険期間

補償地域は日本国内、保険期間は2021年10月から2022年10月までの1年間であります。

② 補償対象及び免責事項

会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としております。現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。また、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用する役員等賠償責任保険契約では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- 1) 役員が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- 2) 役員の犯罪行為又は役員が違法であることを認識しながら行った行為
- 3) 役員に報酬又は賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- 4) 役員が行ったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- 5) 違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

(4) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 報酬の額又はその算定方法の決定に関する基本方針

当期における当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針は、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会での審議を経て2021年10月25日の取締役会で決定しております。その概要は以下のとおりです。

1) 基本方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るため、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とする報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、基本報酬としての取締役報酬の他、短期の業績連動報酬としての取締役賞与及び中長期的なインセンティブとしての意義を持つ譲渡制限付株式報酬により構成しております。また、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、高い独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、基本報酬のみを支払うこととしております。

なお、取締役の報酬等の内容を決定する際は、その透明性及び公正性を高めるため、その原案を報酬諮問委員会へ諮問するものとし、取締役会はその審議・答申結果の内容を尊重したうえで最終的に決定するものとしております。

2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、2000年6月29日開催の当社第24期定時株主総会においてご承認頂いた報酬の限度額（月額30百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない））の範囲内で、月例の固定報酬とし、役位、職責、貢献度並びに当社の業績等を考慮し、取締役会の決議において決定しております。

3) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(ア) 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標（中期経営計画に基づく各事業年度の営業利益の目標値）に対する達成度合いに応じて算出された額（総額）を取締役賞与として毎年株主総会に上程しております。また、各取締役への配分額に関しては、株主総会でご承認頂いた範囲内で、各取締役の業績に対する貢献度に基づき取締役会決議によって決定のうえ、毎年7月に支給しております。

・業績指標として営業利益を選定した理由

技術革新や市場環境の変化に柔軟に対応しつつ、当社事業における収益性向上による利益拡大の成果を客観的に評価するうえで透明性の高い指標と成りうることから中期経営計画において定めた目標を業績指標として採用しております。なお、当事業年度の営業利益に関しては1.（1）事業の経過及びその成果（本招集通知16頁）記載のとおりです。

(イ) 非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまとの価値共有を図るため譲渡制限付株式とし、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、毎年1回、取締役会決議を経て対象者に対して当社の普通株式による譲渡制限付株式を付与しております。当該株式においては、2020年6月29日開催の当社第44期定時株主総会においてご承認頂いた内容に基づき、払込期日から当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職する日までの期間について譲渡制限を設けることとし、対象取締役に対して付与することができる株式の数は年26千株以内、そのために会社が支給する報酬の総額は年額20百万円以内としております。対象取締役は、取締役会決議に基づき、本株式にかかる金銭報酬債権の全部を現物出資し、本株式の発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は、本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定しております。

4) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く）報酬における種類別の割合については、当社の事業の状況並びに中長期的な業績向上に向けた各種施策を果敢に実行し続けられる水準を維持する観点から明確な定めは設定しておりません。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額の配分については、株主総会において承認された総額の範囲内において、代表取締役社長が作成した配分案について、報酬諮問委員会へ諮問するものとし、取締役会はその審議・答申結果の内容を尊重したうえでその決議に基づき決定するものとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 （名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （内、社外取締役）	262,362 (16,500)	218,124 (16,500)	30,000 (0)	14,238 (0)	8 (3)
監査役 （内、社外監査役）	23,040 (7,200)	23,040 (7,200)	0 (0)	0 (0)	4 (2)

- （注） 1. 使用人兼務取締役はありません。
2. 2000年6月29日開催の第24期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額30百万円以内、監査役の報酬限度額は月額4百万円以内と決議頂いております。なお、第24期定時株主総会終結時点での取締役の員数は7名、監査役の員数は3名であります。また、2020年6月29日開催の第44期定時株主総会において、上記とは別枠で、取締役に対する譲渡制限付株式支給に係る報酬総額を年額20百万円以内（発行又は処分をされる当社普通株式の総数は年26千株以内）とし、各対象取締役への具体的な配分については取締役会において決定することを決議頂いております。なお、第44期定時株主総会終結時点での取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。
3. 業績連動報酬等は、本総会にて決議予定の取締役賞与を記載しております。
4. 非金銭報酬等は、当事業年度における譲渡制限付株式報酬の費用計上額を記載しております。

- ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬諮問委員会が決定方針と整合性を含めた多角的検討を行った結果、決定方針に沿うものであると判断しております。

- (5) その他会社役員に関する重要な事項
該当事項はありません。

- (6) 社外役員に関する事項
① 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席回数	活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	山 口 寿 彦	[取締役会] 21 / 22回 [指名諮問委員会] 3 / 3回 [報酬諮問委員会] 3 / 3回	自衛官として組織の運営・管理に従事し、主にコーポレートガバナンス・組織体制・情報統制に関する深い知見を活かし、適切な監督機能を果たすことを期待しており、独立した立場と上記の知見に基づく客観的な視点で議案審議等に必要なかつ的確な発言を行う等、重要な役割を果たしております。 なお、同氏は、取締役の選解任につき取締役会に答申を行う指名諮問委員会の委員長を務めております。
取締役	瀬 尾 勘 太	[取締役会] 22 / 22回 [指名諮問委員会] 3 / 3回 [報酬諮問委員会] 3 / 3回	税理士として培ってきた会計・税務・財務に関する高度な専門知識と経験を活かし、適切な監督機能を果たすことを期待しており、独立した立場と上記の知識・経験に基づく客観的な視点で議案審議等に必要なかつ有意義な発言を行う等、重要な役割を果たしております。 なお、同氏は、取締役の報酬につき取締役会に答申を行う報酬諮問委員会の委員長を務めております。
取締役	荒 谷 真由美	[取締役会] 16 / 16回 [指名諮問委員会] 3 / 3回 [報酬諮問委員会] 3 / 3回	弁護士として培ってきたコンプライアンス・リスクマネジメント・財務・ファイナンス等の専門的な知見・経験等を活かし、適切な監督機能を果たすことを期待しており、独立した立場と上記の知識・経験に基づく客観的な視点で議案審議等に必要なかつ有意義な発言を行う等、重要な役割を果たしております。
監査役	中 村 清 司	[取締役会] 22 / 22回 [監査役会] 23 / 23回	IT業界において開発・営業・経営に関わってきたことによる幅広い見識で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	杉 山 昌 宏	[取締役会] 22 / 22回 [監査役会] 23 / 23回	IT業界において開発・営業・経営に関わってきたことによる幅広い見識で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 当期開催の取締役会は22回であり、取締役荒谷真由美氏の就任以降開催された取締役会は16回となっております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬

30,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30,000千円

(注) 1.会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況や監査時間、報酬見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2.当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合や、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの行政処分を受けた場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合においては、監査役会の選定した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を説明いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合能力の観点から監査を遂行するのに十分かどうか等、監査実施の有効性及び効率性をもって、再任・不再任を判断いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
資 産 科 目	金 額	負 債 科 目	金 額
【流動資産】	10,869,687	【流動負債】	5,277,449
現金及び預金	4,606,193	買掛金	1,675,421
電子記録債権	89,701	短期借入金	435,990
売掛金及び契約資産	6,006,554	一年内償還予定の社債	360,000
商品及び製品	49,407	一年内返済予定の長期借入金	513,428
仕掛品	9,014	未払金	484,522
前払費用	96,745	未払法人税等	432,999
短期貸付金	3,000	未払消費税等	423,987
未収入金	4,084	未払費用	154,032
その他の金	7,985	契約負債	125,102
貸倒引当金	△3,000	預り金	45,396
【固定資産】	12,503,047	賞与引当金	540,590
(有形固定資産)	3,510,239	役員引当金	30,000
建物	168,858	株主優待引当金	44,003
建物附属設備	140,805	その他の金	11,974
構築物	43,663	【固定負債】	3,330,973
車両運搬具	3,846	社債	400,000
工具、器具及び備品	150,646	長期借入金	987,586
土地	3,002,419	繰延税金負債	1,845,637
(無形固定資産)	155,890	長期未払金	97,750
ソフトウェア	120,483	負債合計	8,608,422
ソフトウェア仮勘定	18,469	純資産の部	
のれん	13,974	【株主資本】	9,869,774
電話加入権	2,962	(資本金)	2,905,422
(投資その他の資産)	8,836,917	(資本剰余金)	2,158,196
投資有価証券	8,050,526	資本準備金	749,999
関係会社株式	61,000	その他の資本剰余金	1,408,196
出資金	100	(利益剰余金)	5,156,930
長期貸付金	117,000	その他の利益剰余金	5,156,930
保険積立金	445,148	繰越利益剰余金	5,156,930
その他の金	220,142	(自己株式)	△350,774
貸倒引当金	△57,000	【評価・換算差額等】	4,894,537
資産合計	23,372,735	その他有価証券評価差額金	4,894,537
		純資産合計	14,764,312
		負債・純資産合計	23,372,735

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		26,278,513
売上原価		22,770,276
売上総利益		3,508,237
販売費及び一般管理費		1,867,808
営業利益		1,640,428
受取利息及び配当金	11,800	
受取家賃	1,412	
貸倒引当金戻入額	4,500	
助成金収入	10,923	
受取保険金	2,500	
その他	14,894	46,029
営業外費用		
支払利息	10,072	
社債償還利息	4,147	
貸倒引当金繰入額	57,000	
固定資産除却損	10,299	
その他	3,952	85,472
経常利益		1,600,986
特別損益		
保険解約返戻金	12,900	12,900
特別損失		
ゴルフ会員権評価損	1,145	1,145
税引前当期純利益		1,612,741
法人税、住民税及び事業税	595,424	
法人税等調整額	△49,220	546,204
当期純利益		1,066,537

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社フォーカスシステムズ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 飯室進康
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 林壮一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フォーカスシステムズの2021年4月1日から2022年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに関する監査役監査の実施基準に準拠し取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）並びにその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

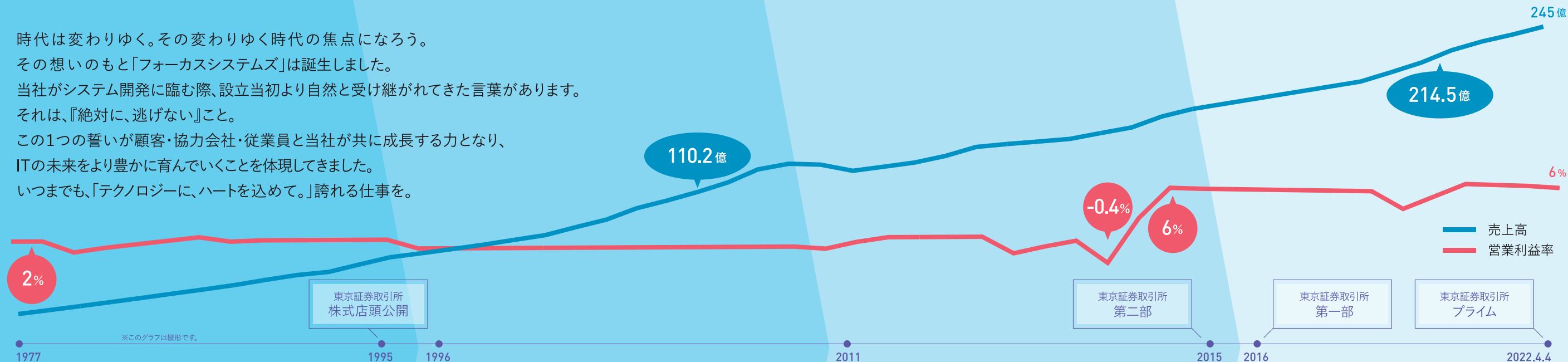
2022年5月26日

株式会社フォーカスシステムズ 監査役会
常勤監査役 七 井 孝 司 ㊞
常勤監査役 吉 野 充 ㊞
社外監査役 中 村 清 司 ㊞
社外監査役 杉 山 昌 宏 ㊞

以 上

「フォーカスシステムズ」この社名で、人・社会・環境に、誇れる仕事を。

時代は変わりゆく。その変わりゆく時代の焦点になろう。
その想いのもと「フォーカスシステムズ」は誕生しました。
当社がシステム開発に臨む際、設立当初より自然と受け継がれてきた言葉があります。
それは、『絶対に、逃げない』こと。
この1つの誓いが顧客・協力会社・従業員と当社が共に成長する力となり、
ITの未来をより豊かに育んでいくことを体現してきました。
いつまでも、「テクノロジーに、ハートを込めて。」誇れる仕事を。



開拓期 ▶▶ 1977～1995

コンピュータを知らなくたって、
この業界は面白い。

時はコンピュータ黎明期、ハードウェアメーカーがソフトウェア開発の市場も席捲する中、当社は独立系Slerとしてソフトウェア開発1本で出発。コンピュータを知らずとも柔軟な発想力を持つ文系出身者のみとする独自路線の新卒採用が成功し、文系理系が協力して次々と『顧客の実現したい』を形にしてきました。狙いどおりBtoBのビジネスで頼れるSlerの地位を確立し、時代を超越する経営基盤の礎を築いた時代です。



変革期 ▶▶ 1996～2010

挑戦に、臆さない。

ソフトウェア開発で主となる事業基盤を築き1996年店頭公開を果たします。財務面に不安定な側面もある中、当社は当時売上100億円企業にも関わらず史上最大規模の採用に踏切る等、大胆な施策を次々と繰出します。挑戦することに臆さず、当時まだ世の中にマーケットと認識されていない「ITサービス」に勝機を確信すると、人材を投入して新たな事業の柱としました。ドラスティックな経営構造改革を推し進め、いかなる時代でも継続的に社会的責任を果たす実力を備えます。



拡大期Ⅰ ▶▶ 2011～2015

過去に、固執しない。

東証一部上場を旗印に新経営陣による挑戦が始まり、次のステージを目指し変化を遂げた5年です。新たな可能性を拓くため、過去に固執せず、情報セキュリティ製品に続く“自社製品開発”や“共同研究への戦略的投資”が始まりました。安定と成長が両立するリスクヘッジの効いた強い組織となるために、内部統制や福利厚生制度・ヒューマンスキル研修等の充実を進めたことで、従業員数は設立時に掲げた1,000名を超え、東証二部への上場も果たします。



拡大期Ⅱ ▶▶ 2016～

期待を、裏切らない。

2016年に東証一部、2022年にはプライム市場に移行しました。これまで幅広い事業を通じて、たくさんの従業員と培ってきた「誠実に仕事をやり遂げるDNA」を大切に、多くの方より寄せられるご期待を裏切らない企業となってまいります。これには、環境に配慮した経営、コーポレートガバナンス・コード等、プライム市場企業に関われる真価に加え、事業の安定と成長が必要不可欠だと理解しており、「高潔さ」「稼ぐ力」で応えていく体制を整えてまいります。





株主さまの安全確保及び感染拡大防止のため、株主総会開催日時点での感染状況をふまえて、株主総会場において必要な対策を講じる場合がございます。株主の皆さまにおかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。併せて、書面又はインターネット等による議決権行使のご検討をお願いいたします。